(2)　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一)　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は(Ⅳ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第二号イ(2)(一)の規定を準用する。 (二)・(三)　(略) (3)　(略) ロ　(略) ハ　介護医療院介護予防短期入所療養介護費又はユニット型介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1)　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費又は特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第二号ハ(1)の規定を準用する。 (2)　ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費又はユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第二号ハ(2)の規定を準用する。 (3)　夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅳ)までを算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第二号ハ(3)の規定を準用する。 十　(略)	(2)　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一)　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第二号イ(2)(一)の規定を準用する。 (二)・(三)　(略) (3)　(略) ロ　(略) (新設) 十　(略)

（傍線部分は改正部分）

第六条　厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第二十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数は、別表第一に定めるところおりとし、厚生労働大臣が定める特別診療費に係る指導管理等及び単位数は、別表第二に定めるところおりとする。	厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数は、別表に定めるところおりとする。
別表第一 1　感染対策指導管理（1日につき）　6単位 注　別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設、介護医療院及び指定居宅サービス基準附則第5条第3項により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する基準適合診療所であるものを除く。以下この表において同じ。）、指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第	**別表** 1　感染対策指導管理（1日につき）　5単位 注　別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設及び指定居宅サービス基準附則第5条第3項により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する基準適合診療所であるものを除く。以下同じ。）、指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介